

事 務 連 絡
令和7年3月13日

地域密着型サービス事業者
第1号事業者 各位

三浦市保健福祉部高齢介護課

令和7年度介護職員等処遇改善計画書等の提出について（通知）

日頃から、本市介護保険事業の円滑な運営に御理解・御協力をいただき、ありがとうございます。

このことについて、介護職員等処遇改善加算（以下「加算」という。）の算定を受けようとする地域密着型サービス事業者及び第1号事業者は、三浦市長に対し計画書等の提出を行う必要があります。

なお、令和6年度に加算の算定を受けている事業所が、令和7年度においても引き続き加算の算定を希望する場合であっても、令和7年度分の計画書等の届出が必要です。

つきましては、届出の受付を次のとおり行いますので、該当する事業者におかれましては、必要な手続をお願いします。

1 提出期限及び提出書類

別紙1「令和7年度介護職員等処遇改善計画書等提出書類一覧」のとおり

2 提出先

〒238-0298 三浦市城山町1番1号 三浦市保健福祉部高齢介護課

3 その他

厚生労働省発出「介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」に考え方や要件が示されていますので必ず確認をしてください。

※注意事項

- 第1号事業を介護給付（通所介護、地域密着型通所介護又は訪問介護）と一体的に実施している場合は、当該介護給付に係る届出先（都道府県又は市町村）に提出した計画書等の写しを三浦市に提出してください。
- 三浦市の指定による地域密着型通所介護と一体的に第1号通所事業を実施している場合、計画書はまとめて1部提出してください。

（事務担当）

三浦市保健福祉部高齢介護課

電話：046-882-1111 内線 354・364

別紙1

【令和7年度介護職員等処遇改善計画書等提出書類一覧】

No.	名 称	提出条件	提出期限	備 考
1	処遇改善計画書 (別紙様式2-1及び2-2)	必須	令和7年4月15日(火) (令和7年4月、5月から 加算を算定する場合。) ※当日消印有効(以下同じ)	令和7年6月以降から算定する場合の提出期限 は算定する前々月末。
2	介護給付費(介護予防・日常生活支援 総合事業費)算定に係る体制状況等 に関する届出書及び一覧表	該当する場合	令和7年4月1日(火) (令和7年4月、5月から 加算を変更(新規算定)する 場合。)	令和7年度算定区分について、令和6年度算定 区分から変更(新規算定含む)をする場合は必要。 該当する事業所及びサービスごとに提出。 処遇改善計画書の提出期限の令和7年4月15 日(火)まで算定区分の変更は可能。 令和7年6月以降から算定する場合の提出期限 は算定する前月の15日まで。
3	別紙様式4	該当する場合	変更前月15日まで。	変更の届出 既に届け出た内容を変更する場合。
4	別紙様式5	該当する場合		特別な事情に係る届出書 賃金水準を引き下げた上で加算を算定する場合 のみ処遇改善計画書に添付。

※別紙様式2は介護人材確保・職場環境改善等事業計画書との共通様式になりますが、補助金申請書類(別紙様式2-3及び2-4)は、本市では受理
できません。当該補助金については、神奈川県にお問い合わせください。

なお、メールでご提出いただく場合に、別紙様式2-3及び2-4のシートを削除していただく必要はありません。